

そうやったん?!

和歌山県の農業



近畿農政局和歌山県拠点 2024.10

今回のテーマ

「農業の担い手確保と農地集積（県内地域編）」

－はじめに－

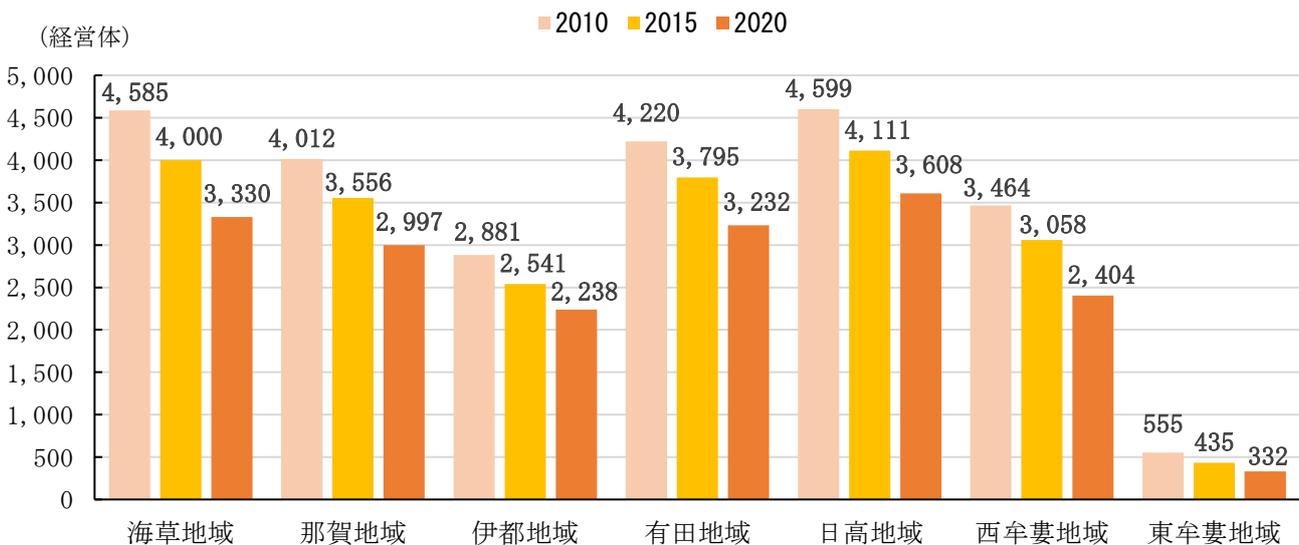
農業従事者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集積等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。

そこで、2020年農林業センサスや各種調査結果などから、和歌山県における担い手などの農業構造や農地集積の状況と課題について、前回（Vol.1）は和歌山県全体（県計）の状況をご紹介しましたが、今回は県内地域別や詳細データ等によりさらに深掘りした内容をご紹介します。

1 農業経営体数

- 各地域とも10年前に比べ大幅に減少。
- そのうち、東牟婁地域は約4割、西牟婁地域は約3割減少と、他の地域に比べ減少率が高い。

図1 地域別農業経営体数の推移（和歌山県）



資料：農林水産省統計部「農林業センサス」（以下、図2から図5及び図7まで同じ。）

注：各地域に含まれる市町村は以下のとおり。

海草地域：和歌山市、海南市、紀美野町 那賀地域：紀の川市、岩出市

伊都地域：橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町 有田地域：有田市、湯浅町、広川町、有田川町

日高地域：御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町

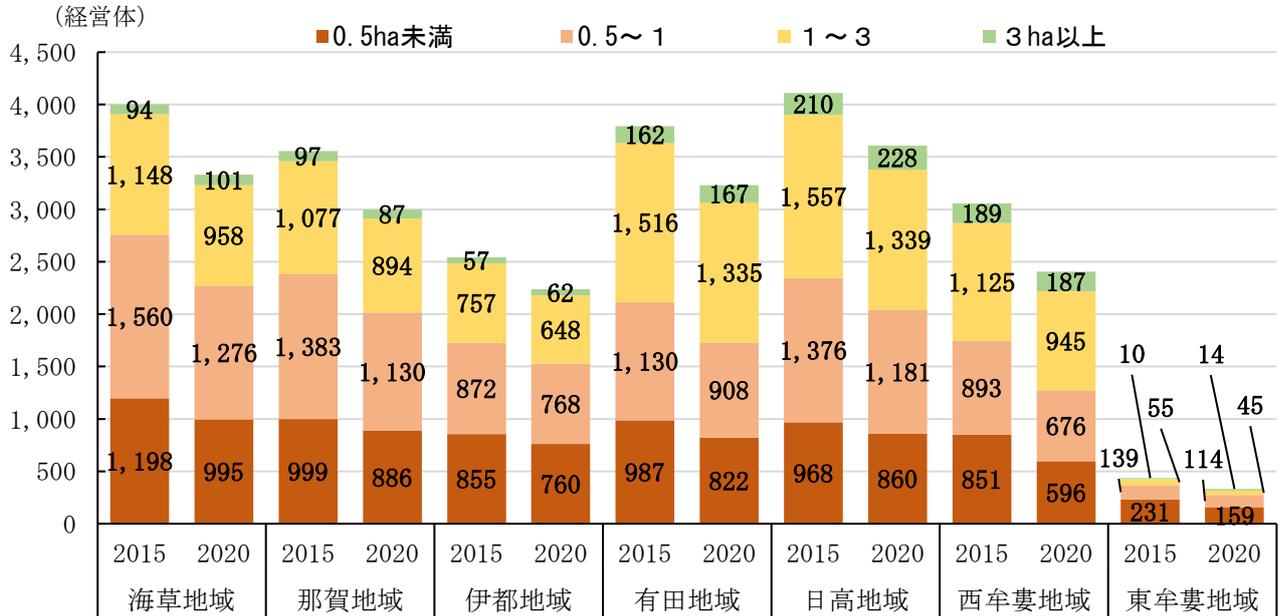
西牟婁地域：田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町

東牟婁地域：新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

2 経営耕地面積規模別農業経営体数

- ほとんどの地域で、5年前に比べ小規模階層で減少し、3ha以上の階層でわずかに増加。

図2 地域別経営耕地面積規模別農業経営体数の推移（和歌山県）

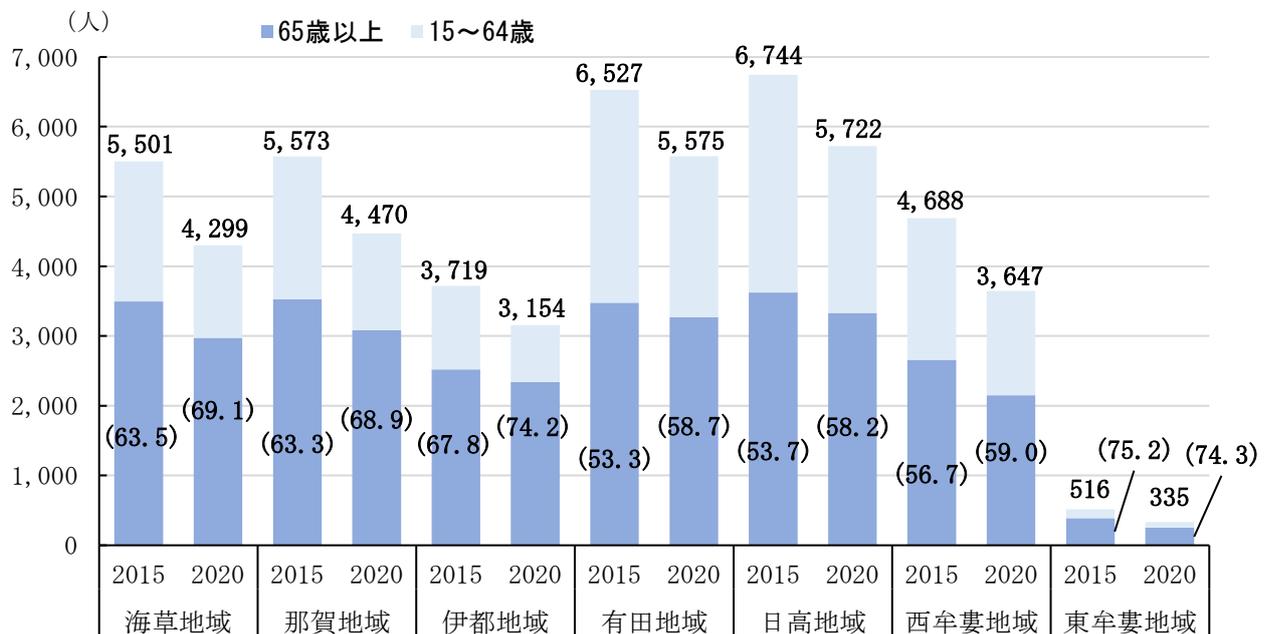


注：「0.5ha未満」には「経営耕地なし」を含む。

3 年齢階層別基幹的農業従事者数

- 各地域とも5年前に比べ大幅に減少。そのうち、東牟婁地域（減少率35.1%）、西牟婁地域（同22.2%）及び海草地域（同21.9%）の減少率が大きい。
- 高齢化がさらに進展。（ほとんどの地域で65歳以上の割合が約5ポイント上昇。東牟婁地域は0.9ポイント低下。）

図3 地域別年齢階層別基幹的農業従事者数の推移（個人経営体・男女計・和歌山県）



注：（）は、基幹的農業従事者数に占める65歳以上の割合(%)。

4 耕作放棄地面積 (2020年農林業センサスでは耕作放棄地面積を把握していないため、2015年までのデータを使用しています。)

- ほとんどの地域で、5年前に比べ増加。
- 海草地域は5年前と同程度。海南市や紀美野町では増加したものの、和歌山市などの都市的地域において土地持ち非農家の耕作放棄地が減少したためである。

図4 地域別農業地域類型別耕作放棄地面積の推移 (和歌山県)

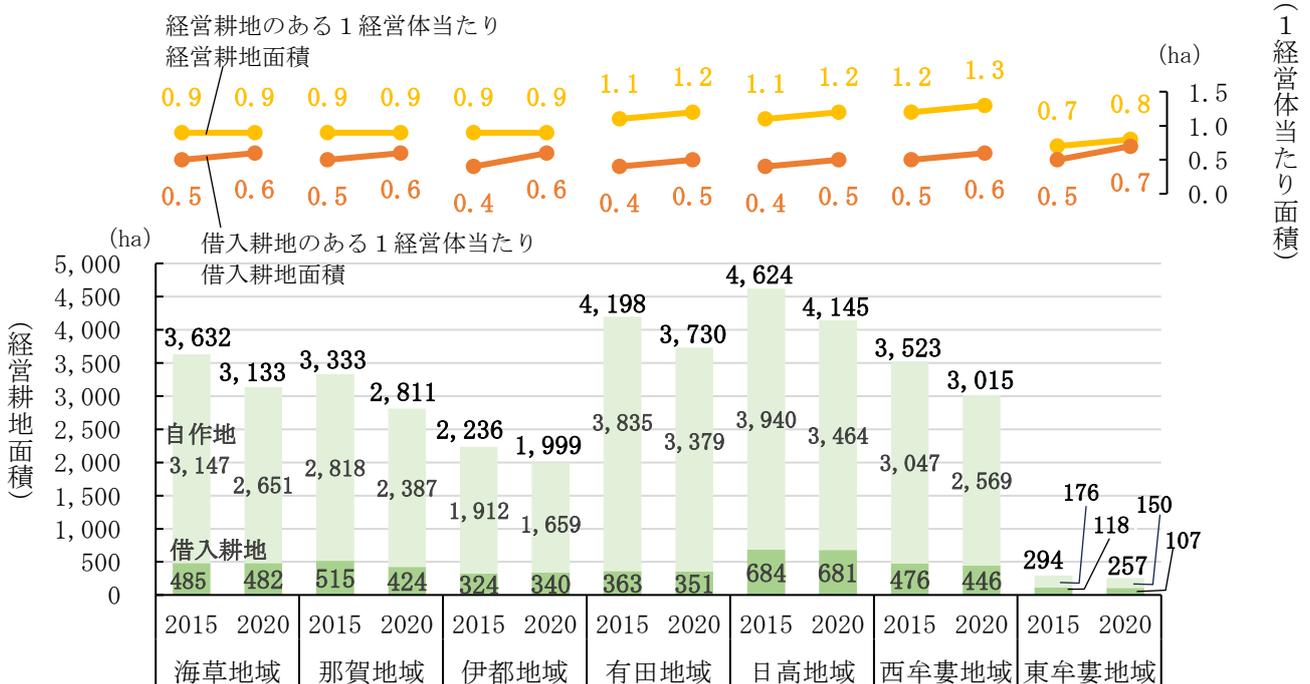


注：1 農業地域類型は市区町村設定を使用した。(6ページ【用語の解説】参照)
 2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない。

5 経営耕地面積

- 各地域とも5年前に比べ経営耕地面積は減少したものの、1経営体当たりの経営耕地面積は横ばい又はわずかに増加。
- 借入耕地のある1経営体当たり借入耕地面積はわずかに増加。小規模経営体の離農等に伴い、大規模経営体などに集積され、借入耕地面積が増加していることが推察される。

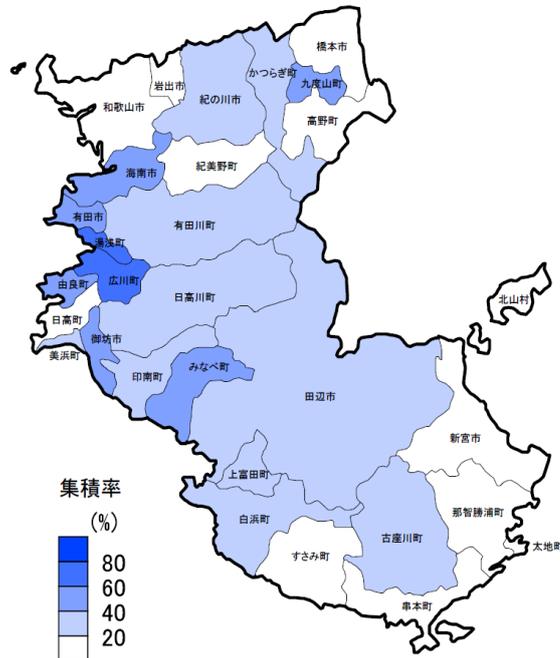
図5 地域別経営耕地面積の推移 (農業経営体・和歌山県)



6 農地集積

- 海南市、有田市、御坊市、九度山町、湯浅町、広川町、由良町及びみなべ町で、他市町村に比べ担い手への農地集積率が高くなっている。

図6 担い手への農地集積の状況（令和5年度・和歌山県）



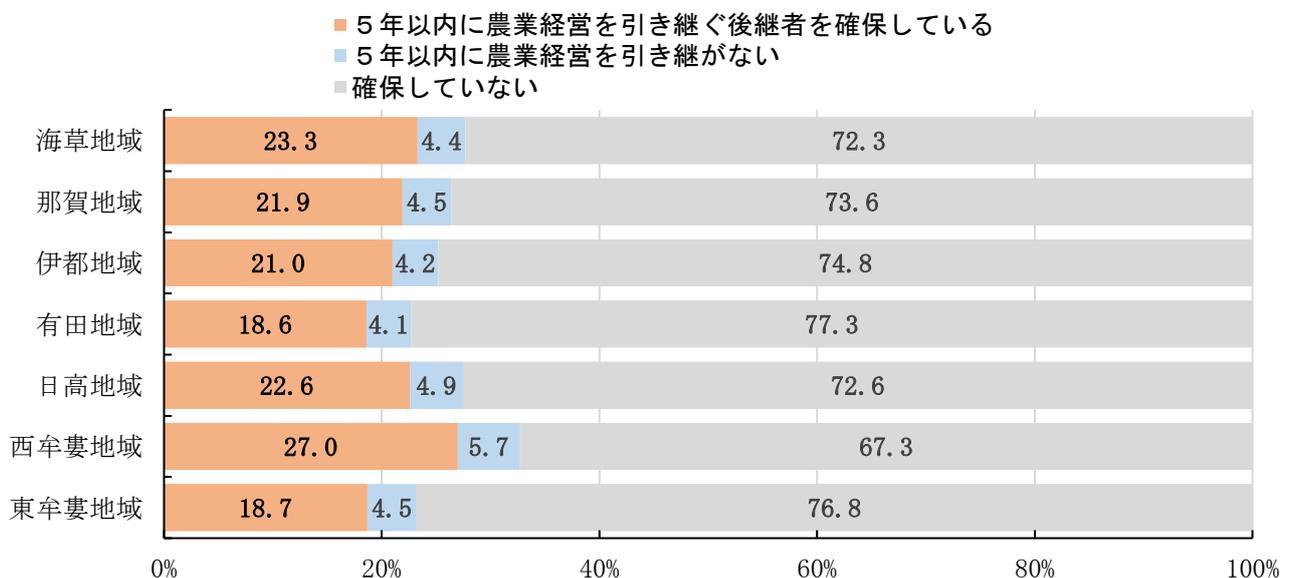
資料：農林水産省経営局農地政策課「各都道府県の農地集積の状況（令和5年度）」

注：集積率は令和6年3月末時点の数値

7 後継者の確保状況

- ほとんどの地域で、「5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している」農業経営体数は約2割程度。
- 西牟婁地域は約3割で、他の地域に比べ高くなっている。

図7 地域別後継者確保状況別農業経営体数割合（2020年・和歌山県）

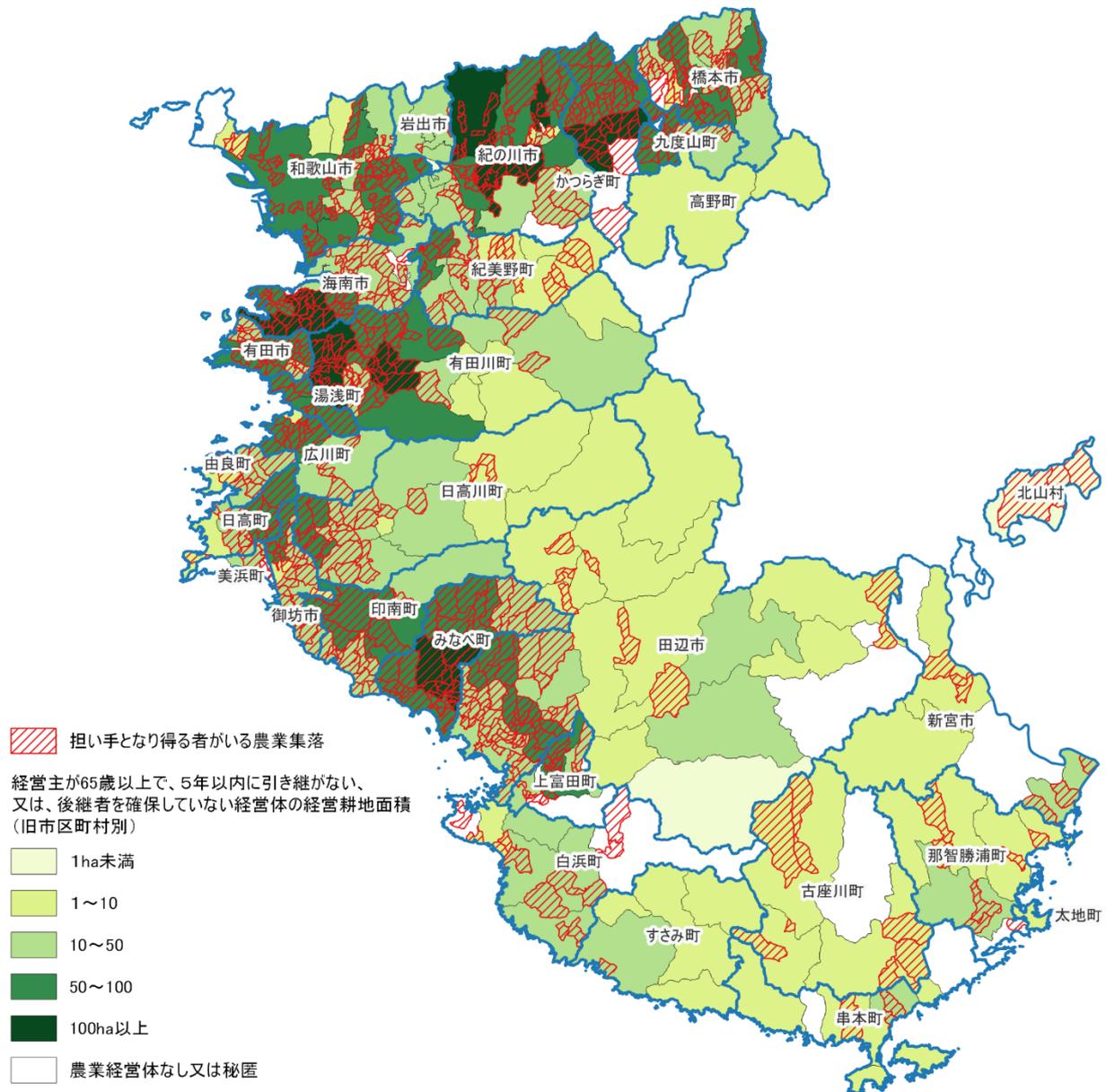


注：表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない。

8 地域農業の担い手と農地集積

- 担い手への農地集積の検討に当たっては、同一集落に限らず、隣接する集落や旧市区町村などの担い手となり得る者を含め検討することも必要。

図8 経営主が65歳以上で後継者を確保していない経営体の経営耕地面積と担い手となり得る者の状況（2020年、和歌山県）



資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」、「地域の農業を見て・知って・活かすDB」

注：「担い手となり得る者」は、認定農業者、認定新規就農者、法人経営、集落営農、農産物販売金額規模3,000万円以上の個人経営体とした。

－おわりに－

農業従事者の減少や高齢化の進展に伴い、これからの地域農業を維持し持続可能なものとしていくためには、現在多くの地域で、地域の話し合いにより策定に取り組まれている地域農業の将来の在り方などの目標となる「地域計画」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成・確保や農地集積の取組と併せ、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体など多様な経営体の確保・育成にも取り組むことが重要です。

【用語の解説】	
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 1 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15a ②施設野菜栽培面積 350㎡ ③果樹栽培面積 10a ④露地花き栽培面積 10a ⑤施設花き栽培面積 250㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数 1頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1頭 ⑧豚飼養頭数 15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ⑩その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 3 農作業の受託の事業
経営耕地面積	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。
農業地域類型	地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村及び旧市区町村を区分したもの。
都市的地域	○可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人/㎢以上又はDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村。 ○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/㎢以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村。
中間農業地域	○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。 ○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。
農地集積	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。
「6 農地集積」の項目における「担い手」	認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指す。
後継者	5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む)をいう。

地域農業 mini 分析レポート『そうやったん?!和歌山県の農業』では、和歌山県における地域農業の課題等に関する統計データや簡易な分析結果を紹介してまいります。また、近畿農政局和歌山県拠点ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

近畿農政局和歌山県拠点ホームページ
<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/index2012.html>



「和歌山県の地域農業に関する統計データ・分析資料」コーナー
<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/bunseki/toukei.html>



【地域農業に関する統計データや分析に関するお問い合わせ先】

農林水産省
 近畿農政局和歌山県拠点地方参事官室 分析担当
 電話 073-436-3851